

食品安全推進計画改定の基本的考え方

計画の位置づけ

東京都食品安全条例第7条に基づく中期的計画

- 1 食品の安全の確保に関する施策の方向
- 2 その他、食品の安全の確保に関する重要事項

計画の体系

生産から消費に至る施策を体系化（基本的プラン）
重点的・優先的に取り組む事項を戦略的プランと位置づけ
（現計画は50の基本的プランと11の戦略的プラン）

計画の期間

五ヵ年計画（平成22年度から26年度）

現計画策定以降の食にまつわる事件・事故

食品への毒物混入事件の発生
輸入冷凍餃子等による健康被害の発生

想定し得ない事例の発生と広範な影響
食品に工業原料であるメラミンを不正に添加する事例の発生

内部告発の増加
事故米の不正流通、表示偽装の多発

ノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒の増加

食物アレルギーの増加

これらを踏まえ計画を改定する

現計画策定以降の法令改正の動き

公益通報者保護法の施行 (2004)

食育基本法の制定 (2004)

JAS法における業者間取引の規制開始 (2008)

消費者庁設置法案の審議 (2009)

食品等事業者による消費者の健康被害等に関する行政への情報提供の義務化 (2009)

計画の施策の体系(基本的プラン)の見直し

現在の基本的プランの体系

事業者責任による食品の安全確保

- 1 自主的衛生管理の推進
- 2 生産から販売に至る各行程における情報の記録等
- 3 事業者に対する技術的支援

生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

- 1 情報の収集、整理、分析及び評価の推進
- 2 食品等の生産から販売に至る監視、指導等
- 3 適正な食品表示の推進
- 4 緊急時の体制整備

関係者による相互理解と協力の推進

- 1 教育・学習の推進
- 2 事業者による情報公開の促進
- 3 情報の共有化、意見の交流等の推進
- 4 都民・事業者の意見の反映

安全確保する施策の基盤づくり

- 1 基盤となる調査研究・技術開発
- 2 区市町村、国等との連携等

都民の食に対する信頼を回復するため
充実強化すべき視点

事業者の
コンプライアンス向上

危機管理体制の強化

食の安心のための
情報提供充実

戦略的プランの見直し

基本的プランのうち
向こう5年間で重点的・優先的に
取り組むテーマと取組の
方向性を提示する

現在の戦略的プラン

- 1 自主管理認証制度の充実
- 2 生産情報提供食品事業者登録制度
- 3 情報収集、分析、評価と施策への反映
- 4 全庁的な危機管理体制の強化
- 5 輸入食品の安全対策の充実
- 6 農産物の生産段階での指導充実
- 7 農薬のポジティブリスト制に対応した検査体制の整備
- 8 「健康食品」対策の推進
- 9 「適正な食品表示」の推進
- 10 食の安全に関する食育の推進
- 11 リスクコミュニケーションの推進

審議会等スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回検討部会 計画改定のイメージ 基本的プランの見直し	第2回検討部会 戦略的プランの見直し	第3回検討部会 中間のまとめ骨子	21年度第1回審議会 中間のまとめ	第4回検討部会 答申に向けたまとめ	21年度第2回審議会	答申					
									計画案の公表 パブリック募集		計画の公表